

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第六十条及び第六十一条を次のように改める。

第六十条及び第六十一条 削除

第六十二条第五項中「第四十八条第六項」を「第四十八条第七項」に、「又は新商品の開発」を「、新商品の開発又は輸出」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条第五項」を「第四十八条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四十八条第五項の承認申請書は、輸出に関する食品製造業者等に対する卸売承認（変更承認）申請書（第三十七号様式の四）によるものとする。

第六十四条の四第一項中「次に掲げるもの」を「加工した物品その他付加価値を高めた物品の販売の委託の引受け又は買受けをする場合」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第七十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十七号様式の二」を「第四十七号様式の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第五十七条第二項第四号イの承認申請書は、輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する物品の買入れ承認（変更承認）申請書（第四十七号様式の二）によるものとする。

第七十九条第一項中「せり又は入札及び相対取引の」及び「、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売予定数量等報告書（第五十号様式の二）又は市場外にある物品の卸売予定数量等報告書（第五十号様式の三）」を削り、同条第二項中「せり又は入札及び相対取引の」及び「、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する売上高報告書（第

五十一号様式の二) 又は市場外にある物品の売上高報告書(第五十一号様式の三)」を削り、同条第三項中「せり又は入札及び相對取引の」及び「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式の二) 又は市場外にある物品の主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式の三)」を削る。

第百十六条中「、第十七条」を削る。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式 削除

第十六号様式を次のように改める。

第16号様式（第26条関係）

仲卸業者事業報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

奈良県中央卸売市場 部仲卸業者
 名称及び代表者氏名 印
 （署名の場合は、押印は不要です。）

奈良県中央卸売市場条例第26条の規定により、年 月 日から
 年 月 日までの事業報告書を提出します。

会社名等（ ）

1 仕入先別金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

卸売業者		直荷引き	その他
		円	円
内訳	野菜	円	円
	果実	円	円
内訳	鮮魚	円	円
	冷凍	円	円
	塩干	円	円

2 販売金額（取扱金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。））及び販売先別割合等

販売先合計 (A)	円				
内訳 (%)	大規模小売店等	%	平均代金	大規模小売店等	日
	一般小売店	%	回収日数	一般小売店	日
	その他	%	(日)	その他	日

注 大規模小売店等とは、売場面積が250㎡以上のスーパーマーケット、百貨店、生活協同組合、学校給食若しくは事業所給食等の給食を行う事業者又は問屋とする。

主な取引先	大規模小売店等	
	一般小売店	
	その他	

3 役員及び従業員の状況等

(1) 役員・株主

役職名	氏名	生年月日	住所	保有株数

注1 勘定科目内訳明細書等を添付するときは、記入を要しない。

2 仲卸業者が個人であるときは、記入を要しない。

(2) 従業員数等

常勤者数 (注1)		臨時者数 (注2)	仲卸業務の専従者数 (注3)
人		人	人
平均年齢	平均勤続年数	注1 役員、兼業業務の従事者又はパート勤務者	
歳	年	注2 業務の繁忙期に一時的に雇用する者	
		注3 経営者、家族、使用人等の常時、場内で仲卸業務に従事する者	
		注4 平均年齢及び平均勤続年数は、常勤者数に係る数値を記入すること。	

(3) 売場面積 (㎡)

	㎡
--	---

4 地域別販売金額 (取扱金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。))

				販売金額(税込)
販売地域	① 県内 (②以外の市町村)			円
	② 五條市、宇陀市、吉野郡、宇陀郡、山添村			円
	③ 県外	量販店配送センター	店名	円
			店名	円
			店名	円
		その他	店名等	円
			合計B (=販売先合計A)	円

注 Bは、2の販売先合計Aと同額である。

5 その他添付を求める書類

(1) 報告事業年度に係る計算書類

- ア 貸借対照表
- イ 損益計算書
- ウ 株主資本等変動計算書
- エ 個別注記表

(2) 附属明細書

販売費及び一般管理費内訳書

(3) その他

上記の(1)及び(2)の書類に係る補足説明資料

例 勘定科目内訳明細書、同族会社等の判定に関する明細書 (法人税申告書別表第二)

第三十六号様式を次のように改める。

第36号様式 別添

第三十七号様式の三の次に次の一様式を加える。

第37号様式の4（第62条関係）

輸出に関する食品製造業者等に対する
卸売承認（変更承認）申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名

㊟

（署名の場合は、押印は不要です。）

奈良県中央卸売市場条例第48条第1項第4号イの規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認（変更承認）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合

卸売の 相手方	住 所		
	氏名又は名称		
理 由			
実 施 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
入荷量が著しく減少した場合の措置			
品 目		卸売の数量の上限	備 考

2 変更承認申請の場合

変 更 す る 事 項	
変更を必要とする理由	

第三十八号様式中「回条第5項」を「回条第6項」に改める。

第三十九号様式中「又は新商品の開発」を「、新商品の開発又は輸出」に、「第48

条第6項」を「第48条第7項」に

市場間の連携	新商品の開発
--------	--------

「
を
」
市場間の連携
新商品の開発
輸出
」
に改める。

第四十号様式の四を削る。

第四十七号様式の二を第四十七号様式の三とし、第四十七号様式の次に次の一様式を加える。

第47号様式の2（第77条関係）

輸出のための国内産の農林水産物の買入りに
関する物品の買入れ承認（変更承認）申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部仲卸業者
名称及び代表者氏名

㊟

（署名の場合は、押印は不要です。）

奈良県中央卸売市場条例第57条第2項第4号イの規定により、輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づく物品を買い入れて販売するため承認（変更承認）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合

買入先	氏名又は名称	
	住 所	
品 目		
数 量 の 上 限		
実 施 期 間		
入荷量が著しく減少 した場合の措置		
理 由		

2 変更承認申請の場合

変 更 す る 事 項	
変更を必要とする理由	

第五十号様式を次のように改める。

第50号様式（第79条関係）

卸売予定数量等報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場
名称及び代表者氏名

部卸売業者

奈良県中央卸売市場条例第62条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

月 日に卸売する物品					
区別		取引別		相対取引	
種類	品 目 等	せり又は入札		相対取引	
		数 量	主要産地	数 量	主要産地
	第三者取引に係る物品				
	市場外取引に係る物品				
小 計					
	第三者取引に係る物品				
	市場外取引に係る物品				
小 計					
合 計					

- 注 1 買付けによる受領物品を含みます。
- 2 種類欄は、青果部にあつては野菜、果実、加工品及びその他の食料品の別に、水産物部にあつては鮮魚介、冷凍物、塩干及びその他の食料品の別に記入してください。
- 3 小計は、種類ごとに記入してください。

第五十号様式の二及び第五十号様式の三を削る。

第五十一号様式を次のように改める。

第51号様式（第79条関係）

売上高報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場
名称及び代表者氏名

部卸売業者

奈良県中央卸売市場条例第62条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日		合計数量		合計金額		販売価格			
取引別	種類	品 目	産地	数量	金額	委託・買付の別	販売価格		
							高値	中値	安値
せり又は入札									
		市場外取引に係る物品							
		小 計							
相対取引									
		市場外取引に係る物品							
		小 計							
第三者取引									
		計							

注1 小計は、取扱品目の種類ごとに記入してください。

注2 第三者取引欄は、種類ごとに記入してください。

第五十一号様式の二及び第五十一号様式の三を削る。

第五十二号様式を次のように改める。

第五十二号様式の二及び第五十二号様式の三を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。